



2026年2月5日

各 位

会 社 名 か ど や 製 油 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 北 川 淳 一
(コード: 2612 東証スタンダード)
問合せ先 執 行 役 員
コーポレート本部長 高 野 純 平
(電話番号: 03-6721-6957)

**配当方針変更・期末配当予想修正、
株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、配当方針変更・期末配当予想修正、ならびに株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更の実施について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 配当方針の変更

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の最重要政策の一つとして位置づけ、配当水準の向上と安定化に努めてまいりました。

とりわけ当社は“ファンベース経営”を実践しており、中長期で当社のブランド・製品を支持していただく株主・お客様との関係性を企業価値の源泉と捉えています。この考え方に基づき、原料や為替市況の変動等に伴う利益変動局面においても、一定の安定性と予見性を備えた還元を継続できる枠組みを明確化するため、「連結株主資本配当率 (DOE)」を新たな指標として導入し、還元の一層の充実を図ることといたしました。

以上より、現行の配当方針につきまして、下記の通り変更いたします。

【配当方針の変更内容（下線部が変更箇所）】

(現行方針)

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は、連結の親会社株主に帰属する当期純利益の 40%を目処といたします。ただし、業績に関わらず 1 株当たり 20 円以上の配当を継続して行えるよう努力してまいります。

(変更後方針)

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、剰余金配当は、「連結の親会社株主に帰属する当期純利益の 40%」または「連結株主資本配当率 (DOE) 3.5%」のいずれか高い方を目処とし、継続した配当を行えるよう努力してまいります。

【変更を開始する時期】

本変更は 2026 年 3 月期より適用します。

2. 期末配当予想の修正

配当方針変更に伴い、2025年11月5日付「2026年3月期業績予想及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」にて発表した、期末配当予想の105円を今回135円へと修正いたします。

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
前回予想 (2025年11月5日発表)	円 錢 —	円 錢 0.00	円 錢 —	円 錢 105.00	円 錢 105.00
今回修正予想	—	—	—	135.00	135.00
当期実績	—	0.00	—		
前期（2025年3月期）実績	—	0.00	—	100.00	100.00

（注）上記に記載した予想数値は、現時点での入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、今後の様々な要因によって、上記予想数値と異なる場合があります。

3. 株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更について

（1）株式分割の目的

当社の製品・ブランドを支持頂くファンの皆様を土台（ベース）として中長期的に事業価値を高める「ファンベース経営」の一環として、株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げ、個人投資家の皆様がより投資しやすい環境を整備いたします。これによりファン株主の一層の拡大を図ってまいります。

（2）株式分割の概要

①分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	9,400,000 株
今回の分割により増加する株式数	18,800,000 株
株式分割後の発行済株式総数	28,200,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	48,000,000 株

（3）株式分割の日程

（1）基準日公告日	2026年3月16日（予定）
（2）基準日	2026年3月31日（予定）
（3）効力発生日	2026年4月1日（予定）

(4) 株式分割に伴う定款の一部変更について

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社定款第6条の発行可能株式総数を以下の通り変更いたします。

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>16,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>48,000,000株</u> とする。

<定款変更の日程>

取締役会決議日 2026年2月5日

効力発生日 2026年4月1日

(5) 2026年3月期の期末配当における株式数について

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としております。

従い、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(6) 2026年3月期の株主優待制度について

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としております。

従い、2026年3月31日を基準日として実施する株主優待につきましては、株式分割前の所有株式数が対象となります。

なお、2026年4月1日以降に基準日を迎える株主優待制度については、

現時点においては現行から実質的な変更を行わず、分割前所有株式数の要件に3を乗じて運用いたします。今後見直しを行う際には適宜開示いたします。

以上